

# 令和8年

## 春の交通安全県民運動実施要領

【令和8年4月6日（月）～4月15日（水）】



佐賀県交通安全キャラクター  
マニャー

やめよう！  
「佐賀の  
よかろうもん運転」

佐賀県交通対策協議会

（事務局：佐賀県くらしの安全安心課 交通事故防止特別対策室）

# 令和8年春の交通安全県民運動実施要領

## 第1 目的

本運動は、春の全国交通安全運動の実施にあわせて、県民に交通安全思想の浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 第2 期間

令和8年4月6日（月）から4月15日（水）までの10日間  
交通事故死ゼロを目指す日「4月10日（金）」

## 第3 主催

佐賀県交通対策協議会（構成機関・団体：別表1のとおり）

## 第4 推進機関・団体

別表2のとおり

## 第5 運動のスローガン

「やめよう！佐賀のよかろうもん運転」  
～交通死亡事故ゼロを目指して～

## 第6 運動の重点

- 重点1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 重点2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 重点3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

## 第7 運動の重点の推進事項

### (1) 重点1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

令和7年中に小学生以下のこどもが被害に遭った交通事故を見ると、交通死亡事故はなかったものの、人身交通事故が21件発生しており、こどもの安全を図る必要がある。

また、交通死亡事故のうち歩行者が死亡した事故が45%となっていることから、歩行者の安全確保及び「人優先」の意識を浸透させる必要がある。

ア こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- ・ こどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ・ 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発の推進
- ・ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ・ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- ・ 道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
- ・ R8.9.1からの法定速度改正(生活道路30キロメートル毎時)の広報啓発の推進

イ 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

- ・ 歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、道路に寝そべるなどケースも多いことなど、歩行者の交通ルールを遵守するための取組の推進
- ・ 交通ルールや歩きスマホの危険性の周知
- ・ 運転者に対して横断する意思を「ハンドサイン」により明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- ・ 幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出し）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ・ 教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
- ・ 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- ・ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

**ハンドサインで渡ろう運動** (令和4年2月14日佐賀県交通対策協議会決定)

歩行者がドライバーに対して

- ①手を上げる                      ②手を差し出す
- ③ドライバーに顔を向ける      ④ドライバーの目を見る

のハンドサインにより、横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること

**高齢者交通安全五則（まみむめも）** (平成24年10月15日佐賀県交通対策協議会決定)

- ま・・・待つ（安全が十分に確認できるまで待つ）
- み・・・見る（周囲の状況を見る）
- む・・・無理をせず止まる（交差点では無理をせず止まる）
- め・・・目立つ（反射材用品を着用して目立つ）
- も・・・もっと知る（自分の身体機能の変化をもっと知る）

**(2) 重点2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上**

令和7年中の人身交通事故において、追突事故が約4割を占めている状況にあり、背景として、危険性が指摘されている「ながらスマホ」や、県特有の「よかろうもん運転」（携帯電話使用、合図不履行、信号無視、車間距離不保持）が考えられることから取組を更に進める必要がある。

また、交通死亡事故において、横断歩道で人がはねられる事故が無くならない状況にあることから、歩行者優先等安全意識の向上を図る必要がある。

ア 「ながらスマホ」の根絶

- ・ 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
- ・ 業務に使う自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進
- ・ 追突事故防止のための「みつつの3」運動の推進

**追突事故防止のための「みつつの3」運動** (平成26年1月20日佐賀県交通対策協議会決定)

- ① 「3秒間の車間距離」～十分な車間距離～
  - ・ 中央線等を目印に、前車との距離を3秒以上取りましょう。
- ② 「3秒・30メートルルール(方向指示器)の徹底」～早めの合図は、周りの人への思いやり運転～
  - ・ 進路変更の合図は、進路変更する3秒前で。    ・ 右左折の合図は、30メートル手前で。
- ③ 「3分前の出発」～焦らず、急がず、安全確認～
  - ・ 先を急ぐ運転が特に危険。    ・ 心に余裕を持つことで追突事故を防ぐ。

- ・ 若者世代を対象に事故防止に配慮した行動を促すための広報啓発活動の推進
  - ・ 広報紙(誌)等、各種広報媒体を活用した積極的かつ多角的な広報の推進
- イ 運転者の歩行者優先意識等の徹底
- ・ 歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と広報啓発の推進
  - ・ 横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
  - ・ 夜間のハイビームの活用を促す取組の推進

### (3) 重点3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

自転車利用者は、被害者のみならず加害者にもなる可能性もあることから、自転車の交通ルール遵守と安全確保に向けた取組を推進する必要がある。

自転車の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されるほか、特定小型原動機付自転車の普及など、新たに交通ルールの遵守を図る必要がある。

ア 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知

- ・ 令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されることの広報啓発活動の推進
- ・ 「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法を促す取組の推進
- ・ 自転車の交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守を促す取組の推進
- ・ 「ながらスマホ」の禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設に関する広報啓発の推進
- ・ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した交通ルールの周知

イ 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策

- ・ 乗車用ヘルメット着用の必要性及びヘルメットの着用に向けた広報啓発の推進
- ・ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底
- ・ 自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- ・ 幼児同乗中の自転車の転倒防止など安全利用に関する広報啓発の推進
- ・ 定期的な点検整備を促す取組の推進
- ・ 損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

ウ 特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守と乗車用ヘルメット着用促進

- ・ 歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための交通安全教育の推進
- ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した交通ルールの理解を促す取組の推進
- ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携したヘルメット着用を促す取組の推進

#### 自転車安全利用五則 (令和4年11月1日中央交通安全対策協議会交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

## 第8 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、別表3（推進機関・団体の推進事項）を踏まえ、推進機関・団体が相互に連携して、効果的な運動の展開に努める。

## 第9 効果評価及び報告

市町及び推進機関・団体は、運動期間終了後にその効果の評価を行い、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努める。

また、計画及び実施結果について、別途回答フォームにより、佐賀県交通対策協議会事務局（交通事故防止特別対策室）宛に報告するものとする。

なお、回答期限については、

**「運動の主要行事計画等」 3月 6日(金)まで**

**「運動の実施結果等」 4月 24日(金)まで**

としている。

## 別表 1

## 佐賀県交通対策協議会 構成機関・団体

佐賀県	佐賀県地域婦人会交通安全母の会
佐賀県議会	佐賀県商工会議所連合会
佐賀県教育委員会	佐賀県商工会連合会
佐賀県警察本部	日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会
佐賀運輸支局	佐賀県P T A連合会
佐賀国道事務所	佐賀県高等学校P T A連合会
佐賀労働局	佐賀県子ども会連合会
佐賀県市長会	佐賀県老人クラブ連合会
佐賀県町村会	西日本高速道路(株)九州支社
佐賀県交通安全協会	佐賀高速道路事務所
佐賀県安全運転管理者協議会	九州旅客鉄道株式会社
佐賀県自家用自動車協会	佐賀県保育会
佐賀県トラック協会	佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会
佐賀県バス・タクシー協会	日本自動車連盟佐賀支部
佐賀県指定自動車学校協会	

以上 28 機関・団体 (順不同)

## 別表 2

## 推進機関・団体

佐賀県	佐賀県地域婦人会交通安全母の会
佐賀県議会	佐賀県商工会議所連合会
佐賀県公安委員会	佐賀県商工会連合会
市町 (県内 20 市町)	日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会
佐賀県警察本部	佐賀県P T A連合会
佐賀県教育委員会	佐賀県高等学校P T A連合会
佐賀県市長会	佐賀県子ども会連合会
佐賀県町村会	佐賀県老人クラブ連合会
佐賀県消防協会	佐賀県連合青年団
佐賀地方裁判所	佐賀県長寿社会振興財団
佐賀地方検察庁	佐賀県保育会
佐賀国道事務所	佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会
佐賀労働局	佐賀県女性と生涯学習財団
佐賀地方气象台	西日本高速道路株式会社 九州支社
佐賀運輸支局	佐賀高速道路事務所、
九州農政局佐賀地域センター	久留米高速道路事務所、
自衛隊佐賀地方協力本部	長崎高速道路事務所
佐賀県交通安全協会	九州旅客鉄道株式会社

自動車安全運転センター佐賀県事務所	松浦鉄道株式会社
佐賀県安全運転管理者協議会	佐賀県高速道路交通安全協議会
佐賀県自家用自動車協会	自動車事故対策機構 佐賀支所
佐賀県トラック協会	佐賀自賠責損害調査事務所
佐賀県バス・タクシー協会	佐賀県自動車整備振興会
佐賀県指定自動車学校協会	佐賀県弁護士会
佐賀県医師会	佐賀県公民館連合会
佐賀県歯科医師会	佐賀県中古自動車販売協会
佐賀県国公立幼稚園会	軽自動車検査協会佐賀事務所
佐賀県高等学校生徒指導連盟	佐賀県農業協同組合中央会
佐賀県高等学校協会	全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部
佐賀県小中学校長会	佐賀県農業協同組合
佐賀県経営者協会	佐賀県石油商業組合
佐賀県建設業協会	日本自動車連盟 佐賀支部
佐賀県労働基準協会	佐賀新聞社
佐賀県交通運輸労働組合協議会	朝日新聞社 佐賀総局
佐賀県人権擁護委員会連合会	共同通信社 佐賀支局
佐賀県民生委員児童委員協議会	時事通信社 佐賀支局
日本二輪車普及安全協会 九州事務所	西日本新聞社 佐賀総局
佐賀県建設労働組合連合会	日本経済新聞社 佐賀支局
佐賀市個人タクシー協同組合	毎日新聞社 佐賀支局
J R九州佐賀駅構内タクシー協会	読売新聞社 佐賀支局
佐賀玄海漁業協同組合	株式会社サガテレビ
佐賀県有明漁業協同組合	NHK佐賀放送局
佐賀県飲食業生活衛生同業組合	NBCラジオ佐賀
佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	エフエム佐賀
佐賀県左官業協同組合	えびすFM
佐賀県道路用コンクリート製品工業組合	FMからつ
佐賀県石材工業協同組合	
佐賀県軽自動車協会	
佐賀県自動車販売店協会	

以上 92 機関・団体（順不同）

別表 3

◎ 推進機関・団体の推進事項

推進機関・団体	推進事項
各機関・団体共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 あらゆる広報媒体を活用して交通安全に関する広報啓発活動の強化推進を図る。特に現在、佐賀県が置かれている厳しい交通情勢についての周知徹底を図る。</li> <li>2 自組織内全ての職員に運動の周知徹底を図るとともに、自組織内職員による率先的な行動を推進する。</li> <li>3 運動の重点に関するキャンペーンを展開する。</li> <li>4 交通安全用品について効果の周知と普及促進を図る。</li> <li>5 報道機関等に対して運動の取組について積極的に資料提供し、運動の周知と交通安全の啓発を推進する。</li> <li>6 こどもや高齢者に対し、街頭での「声掛け運動」を積極的に実施する。</li> <li>7 「よかろうもん運転（携帯電話使用、合図不履行、信号無視、車間距離不保持）」の根絶に向けた広報啓発（特に携帯電話使用を重点）</li> <li>8 追突事故防止のための「みっつの3」運動の広報啓発活動の推進強化を図る。</li> <li>9 「横断歩道における歩行者保護」、「横断歩道以外の道路横断者の存在とその危険性」、歩行者に対する横断歩道利用の呼び掛け等、道路横断中における交通事故を根絶するための広報啓発活動の推進強化を図る。</li> <li>10 「ハンドサインで渡ろう運動」を展開し、手を上げて道路を横断すること等の実践を促す。</li> <li>11 「高齢者交通安全五則(まみむめも)」の周知徹底と、正しい横断の方法などの交通ルールの遵守や確実な安全確認の励行を推進する。</li> <li>12 夜間における交通事故防止のため、「原則ハイビーム」及び早めのライト点灯、明るい服装や反射材着用の広報啓発活動の推進強化を図る。</li> <li>13 自転車の正しい通行方法と「自転車安全利用五則」の広報啓発活動の推進強化を図る。</li> <li>14 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化の周知と着用の徹底を図る。</li> <li>15 自転車利用者に対する「自転車損害賠償保険」への加入促進を図る。</li> <li>16 「特定小型原動機付自転車」の交通ルールの周知と遵守、ヘルメット着用の徹底を図る。</li> </ol>

<p style="text-align: center;">県</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町、関係機関・団体等との連絡調整及び地域における自主的な運動の展開を要請する。</li> <li>2 各市町、関係機関・団体が実施する交通安全イベント、交通安全教室等を支援する。</li> <li>3 運動の重点等に関するチラシ等の作成配布、テレビ、ラジオ、新聞等への資料提供と各種広報媒体の積極的活用により広く県民に運動の重点等の周知徹底を図る。</li> <li>4 広報車を活用した広報活動を実施し、広く県民に運動の周知徹底を図るとともに、運動への積極的な参加を促進する。</li> </ol>
<p style="text-align: center;">市 町</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報車、有線放送、ケーブルテレビ等を活用して、住民に運動の重点等の周知徹底を図るとともに、運動への積極的な参加を促進する。</li> <li>2 交通指導員、学校、老人クラブ等と連携、協力して、特にこども、高齢者に対する保護・誘導活動を推進する。</li> <li>3 交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携、協力して、交通安全キャンペーン等を実施する。</li> <li>4 こども、保護者、高齢者等世代間交流に着目した参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。</li> <li>5 地域をあげた飲酒運転根絶気運の醸成を図る。</li> </ol>
<p style="text-align: center;">警 察</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 こども、高齢者に対する交通安全教育を積極的に実施する。</li> <li>2 重大事故に直結する悪質・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化する。</li> <li>3 交通事故多発交差点や路線を重点とした交通監視活動や保護誘導活動を強化し、道路利用者の交通安全意識の高揚を図る。</li> <li>4 自転車等利用者に対する街頭指導等を強化する。</li> <li>5 関係機関・団体が行う各種交通安全活動に対する積極的な支援を行う。</li> <li>6 飲酒運転根絶に向けた各種施策の強化を図る。</li> </ol>
<p style="text-align: center;">学 校 教 育 委 員 会 幼 稚 園 保 育 所</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 園児や小・中・高校生に対する交通安全教育、特に道路の正しい横断方法や自転車の正しい乗り方等についての指導を徹底する。</li> <li>2 自転車等利用時におけるヘルメット着用の徹底を図る。</li> <li>3 こどもの発達段階に応じた交通安全教育を実施し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上について指導する。</li> <li>4 家庭や関係機関との緊密な連携により、通学自転車等の点検整備と駐輪及び走行マナーの向上や自転車等利用中における携帯電話の使用禁止、傘差し運転や二人乗りの禁止等についての指導を徹底する。</li> <li>5 家庭や関係機関との緊密な連携により、自転車損害賠償保険の加入を促進するとともに、交通安全意識の高揚を図る。</li> </ol>

運 輸 支 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 街頭車両検査等による整備不良車両の排除及び無車検、無保険車両運行防止の指導・啓発を図る。</li> <li>2 自動車整備工場に対する不正改造防止等の指導を強化する。</li> <li>3 自動車運送事業者に対して、運行管理、車両管理の適正化を指導する。</li> <li>4 自動車点検整備についての啓発活動の強化を図る。</li> </ol>
道 路 管 理 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通危険箇所及び事故多発地点・区間に対する点検を行い、安全対策に努める。</li> <li>2 道路クリーン作戦を効果的に推進し、道路不正使用、放置物件、違法広告物等の是正指導と道路の適正管理を図る。</li> </ol>
労 働 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業主、衛生管理者等を通じて、運転者の健康管理と過労運転の防止に努める。</li> <li>2 「交通労働災害防止のガイドライン」の普及と遵守を図る。</li> <li>3 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づき、自動車運転者を雇用する事業所に対する監督指導を通じて、本運動の効果的推進を図る。</li> </ol>
交 通 安 全 協 会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ、ラジオ、啓発チラシ等により、運動の周知徹底を図る。</li> <li>2 運転者等に対する講習会を開催し、こどもや高齢者に対する「思いやり運転」等の交通安全意識の高揚を図る。</li> <li>3 高齢運転者、高齢歩行者等に対する交通安全意識の高揚を図る。</li> <li>4 自転車等利用者のルール遵守とマナー向上のための広報強化を図る。</li> <li>5 反射材等交通安全用品の活用と普及促進を図る。</li> <li>6 「TSマーク」を始めとした、自転車損害賠償保険の加入促進を図る。</li> <li>7 ハンドルキーパー運動の普及促進と地域における飲酒運転根絶気運の醸成を図る。</li> </ol>
安全運転管理者協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所における交通安全教育と基本業務の遂行を徹底する。</li> <li>2 事故・違反を防ぐ社内体制の整備を推進する。</li> <li>3 運転者と車両の管理を徹底し、安全運転意識向上と飲酒運転及び整備不良車運転の撲滅を図る。</li> </ol>
高等学校PTA連合会 P T A 連 合 会 子ども会連合会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校その他の関係機関・団体と連携し、児童や生徒に対する交通安全教育を推進する。</li> <li>2 家庭における交通安全に関する「保護者と子の対話」を推進する。</li> <li>3 学校等と協力して自転車等の交通ルール遵守と交通マナー向上の指導に努める。</li> <li>4 自転車等乗車時における乗車用ヘルメット着用の徹底を図る。</li> </ol>
地域婦人会交通安全母の会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各家庭における交通安全に関する家族会議の開催を促進するなど、「交通安全は家庭から」の指針を定着させ、交通安全意識の高揚を図る。</li> <li>2 「愛の一声運動」を推進し、地域一体となってこどもや高齢者に対する安全な歩き方の指導と道路横断時の保護・誘導活動を強化する。</li> <li>3 高齢者の交通事故を防止するため、高齢者世帯に対する訪問指導を行うなど、関係機関等と一体となった地域ぐるみの交通安全活動を推進する。</li> </ol>

連 合 青 年 団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域における青年団活動やサークル活動において、安全運転をテーマとして取り上げ、若者の交通安全意識の高揚を図る。</li> <li>2 若者に対し、子どもや高齢者を交通事故から守るための「思いやり運転」や飲酒運転の根絶など運動重点の推進を呼び掛ける。</li> </ol>
老人クラブ連合会 県長寿社会振興財団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種会合等での交通安全意識の高揚と交通安全行事等への積極的な参加を呼び掛ける。</li> <li>2 「高齢者交通安全五則(まみむめも)」の周知徹底と、正しい横断の断の方法などの交通ルールの遵守や確実な安全確認の励行を推進する。</li> <li>3 70歳以上の運転者の高齢運転者マークの使用促進を図る。</li> <li>4 老人交通指導員や交通安全部会の設置及びシルバーリーダーの養成等自主活動の促進を図る。</li> <li>5 高齢者に対する反射材の効果を周知徹底させ、その活用を促進し、高齢者の交通事故防止を図る。</li> <li>6 加齢に伴う運動・運転能力が変化していることを理解・認識させ、自覚に基づく安全行動や安全運転の実践を呼び掛ける。</li> </ol>
鉄 道 事 業 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道沿線、駅構内及び列車内において、踏切事故防止の広報を行う。</li> <li>2 踏切の保安施設等の点検整備を推進する。</li> </ol>
石油販売関係団体 商工会議所連合会 商工会連合会 農業協同組合 建設業協会 日本青年会議所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ポスター、立看板、店内放送等による交通安全広報を実施する。</li> <li>2 来客、来訪者に対して、子どもや高齢者に対する「思いやり運転」等の交通安全意識の高揚を図る。</li> <li>3 駐車場の整備や駐車場マップの配布により、違法駐車の前放を推進する。</li> <li>4 公共交通機関の利用促進を図る。</li> </ol>
トラック協会 バス・タクシー協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特に、子どもと高齢者を交通事故から守るための「思いやり運転」を積極的に推進するなど、交通マナーの実践を啓発する。</li> <li>2 夜間の交通事故防止のため、「早めのライト点灯」、「ハイビームの活用」を推進する。</li> <li>3 飲酒運転根絶のための啓発活動を積極的に推進する。</li> </ol>
自動車販売店関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 車両の点検整備を通じて、安全運転の呼び掛けを行う。</li> <li>2 自動車販売時におけるチャイルドシートとシートベルトの正しい着用等の「ワンポイント・アドバイス」の徹底を図り、安全運転を奨励する。</li> <li>3 飲酒運転、若者による暴走運転など無謀運転の前放気運の醸成を図る。</li> </ol>

<p>日本二輪車普及安全協会 九州支部</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ヘルメットの正しい着用と目立つ服装の着用を呼び掛ける。</li> <li>2 二輪車の点検整備の励行と不正改造車両に対する改善指導を図る。</li> <li>3 グッドライダー宣言を普及し、交通安全意識の高揚を図る。</li> <li>4 自動二輪車の二人乗りに関する正しい技能及び知識についての理解の促進を図る。</li> <li>5 店頭における「ワンポイント・アドバイス」の徹底を図り、安全運転の励行を奨励する。</li> <li>6 若者の無謀運転等の追放気運の醸成を図る。</li> </ol>
<p>自動車整備振興会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 車両の点検整備を通じて、安全運転の励行を呼び掛ける。</li> <li>2 不正改造を防止するとともに、定期点検の励行を促進する。</li> </ol>
<p>高速道路交通安全協議会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ポスター、パンフレット、チラシ、立看板等による交通安全広報を実施する。</li> <li>2 各種活動を通じて、早めのライト点灯や追突事故の抑止及び防衛運転の徹底を促すなどの交通安全活動を推進する。</li> <li>3 高速道路走行マナーの向上と正しい高速道路運転の推進を図る。</li> </ol>
<p>自家用自動車協会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種活動を通じて、高齢者の交通事故防止など本運動の重点について積極的な促進を図る。</li> <li>2 ポスター、パンフレット、チラシ、立看板等による交通安全広報を実施する。</li> </ol>
<p>指定自動車学校協会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転者教育の充実を図り、より安全な運転行動のとれる運転者の育成を図る。</li> <li>2 ポスター、立看板等による交通安全広報を実施する。</li> </ol>
<p>自動車安全運転センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ポスター、チラシ等による交通安全広報を実施する。</li> <li>2 運転免許に関する経歴(記録)証明書の活用を推進し、運転者の交通安全意識の高揚と企業等における安全運転管理の効果的な実施を呼び掛けるとともに、SDカードの普及促進を図る。</li> <li>3 交通違反等により運転免許の効力の停止を受ける直前に達した運転者に対して、その累積点数を書面で通知し運転免許の停止処分等受けることのないよう安全運転を促す。</li> </ol>
<p>日本自動車連盟佐賀支部</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種交通安全講習会(座学、参加・体験・実技型)を通じて、安全行動や安全運転の実践の徹底を図る。</li> <li>2 各種イベント時における広報啓発活動により、交通安全意識の高揚を図る。</li> <li>3 シートベルト着用及びチャイルドシート使用状況の調査を実施し、公表するなどして、着用・使用の徹底の徹底を図る。</li> </ol>
<p>報道機関</p>	<p>本運動の普及、啓発を目的とした広報を積極的に行い、県民の交通安全意識の高揚を図る。</p>